

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

高知県公報

| 目次                                       |     |
|------------------------------------------|-----|
| 公 告                                      | ページ |
| ○農地を利用する権利の設定に関する裁<br>定の申請（農業担い手<br>支援課） | 1   |

-----  
公 告  
-----

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月10日

高知県知事 濱田 省司

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地目 | 面積     |
|-------------------|----|--------|
| 南国市岡豊町小竈字土居593番 1 | 田  | 1,418㎡ |
| 南国市岡豊町小竈字土居613番   | 田  | 826㎡   |
| 南国市岡豊町小竈字土居614番   | 畑  | 657㎡   |

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

|        |          |           |
|--------|----------|-----------|
| 利用権の始期 | 利用権の存続期間 | 借賃に相当する補償 |
|--------|----------|-----------|

|           |    |         |
|-----------|----|---------|
|           |    | 金の額     |
| 令和7年10月1日 | 5年 | 82,675円 |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。

（1）意見書の提出期限

令和7年9月24日

（2）意見書の提出先

高知県農業振興部農業担い手支援課

（3）意見書において明らかにすべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項